

人 事 委 員 会 年 報

平 成 2 5 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会

目 次

第1 組織および運営

1 人事委員会	1
(1) 委員	1
(2) 委員会の会議	1
2 事務局	6
(1) 職員定数および現員	6
(2) 組織	6
(3) 事務分掌	6
(4) 平成25年度予算	7
3 人事委員会規則等の制定・改廃	8
(1) 規則	8
(2) 訓令	9
(3) 告示	10
4 条例案に対する意見	11
5 諸会議等	13

第2 任用関係事務

1 競争試験	14
(1) 試験の日程	14
(2) 試験区分および採用予定人員	14
(3) 受験資格および試験方法	15
(4) 試験の実施状況	17
2 身体障害者を対象とした職員採用試験	20
(1) 試験の日程	20
(2) 受験資格および試験方法	20
(3) 試験の実施状況	20
3 採用選考	21
4 昇任選考	22

第3 給与関係事務

1 給与に関する報告、勧告等	23
(1) 職員給与等実態調査	23
(2) 職種別民間給与実態調査	31
(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	36
(4) 職員の給与に関する報告および勧告	37

2	給与改定等の概要	4 2
	(1) 改定の内容	4 2
	(2) 実施時期	4 2
3	給与の減額	4 2
4	給与に関する承認	4 3
第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振りの特例	4 4
第5	懲戒処分関係	
1	懲戒処分の状況	4 5
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求	4 6
2	不利益処分に関する不服申立て	4 6
3	職員からの苦情相談	4 6
4	職員団体の登録	4 7
5	管理職員等の範囲の指定	4 8
	(1) 本 庁	4 8
	(2) 出先機関	4 8
6	公平審査事務の受託	4 9
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関	5 0
2	職権行使の状況	5 1
	(1) 事業所調査	5 1
	(2) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	5 1

第1 組織および運営

1 人事委員会

(1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	宮崎君武	昭15. 3. 9	平14. 8. 4 ～ 平26. 8. 3	(現) 大津板紙(株)代表取締役社長 (元) 滋賀県商工会議所連合会会長 平22. 8. 4 再任 平25. 7. 29 委員長就任
委員	益川教雄	昭24. 1. 2	平25. 7. 29 ～ 平29. 7. 28	(現) 弁護士
委員	西原節子	昭25. 4. 6	平25. 12. 26 ～ 平27. 12. 25	(元) 県民文化生活部管理監

(2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成25年 4月19日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成24年度滋賀県職員採用候補者名簿(上級-特別募集-)</p> <p>〈協議事項〉</p> <p>1 平成25年度行事予定について</p>
4月30日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 不利益処分に対する不服申立書の受理について</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 職員の懲戒処分について</p>
5月10日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 人事委員会規則の一部改正について (1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案 2 職員採用試験公告について (1) 平成25年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)公告案 (2) 平成25年度滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)公告案 (3) 平成25年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案 3 平成24年(不)第1号懲戒処分取消請求事案の裁決について</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 平成25年職種別民間給与実態調査について 2 平成24年度各種採用試験実施結果について 3 平成24年度職員の苦情相談処理報告について</p>

開催期日	議 題
6月 7日	〈審議事項〉 1 条例案に対する意見について (1) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 (2) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 2 職員の採用（併任）の選考について 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について
6月13日	〈審議事項〉 1 条例案に対する意見について (1) 平成25年度における職員の給与の特例に関する条例案 2 職員の採用選考について 〈報告事項〉 1 平成25年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）の申込状況について
6月25日	〈審議事項〉 1 不服申立て事案の裁決について (1) 平成22年（不）第1号懲戒処分取消請求事案 (2) 平成22年（不）第2号懲戒処分取消請求事案
7月 2日	〈審議事項〉 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について 2 平成25年度職員採用上級試験1次筆記試験の実施状況について
7月22日	〈審議事項〉 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 2 不服申立て事案の裁決について (1) 平成24年（不）第2号懲戒処分取消請求事案 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について
7月29日	〈審議事項〉 1 委員長の選挙について
8月 2日	〈審議事項〉 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A） 〈報告事項〉 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成24年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A） 2 職員の懲戒処分について

開催期日	議 題
8月29日	〈審議事項〉 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成25年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） 2 職員採用試験公告について (1) 平成25年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験公告案 (2) 平成25年度身体障害者を対象とした滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案 3 不服申立て事案の再審請求について (1) 平成23年（不）第3号分限処分取消請求事案 〈協議事項〉 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について 〈報告事項〉 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成24年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） 2 人事院勧告の内容について
9月13日	〈協議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について 〈報告事項〉 1 初級試験および小・中学校事務職員採用試験の申込状況について
9月20日	〈審議事項〉 1 条例案に対する意見について (1) 滋賀県職員等の給与に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案 〈協議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
9月26日	〈協議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月7日	〈審議事項〉 1 職員の昇任選考について 2 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 3 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月17日	〈審議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月17日	〈人事委員会勧告〉 県議会議長および知事に「職員の給与等に関する報告」を提出

開催期日	議 題
10月29日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成25年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (3) 平成25年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 3 平成25年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集－の実施について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）－特別募集（土木）－公告案 (2) 平成25年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（土木）－に係る評定基準案 <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成24年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成24年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (3) 平成24年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 2 平成25年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験の実施状況について 3 職員の懲戒処分について
11月20日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会告示等の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正案 (2) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正案 (3) 職員の採用選考の方法等に関する要綱の一部改正案 2 不服申立て事案の裁決について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成23年（不）第2号転任処分取消請求事案 3 不服申立て事案の準備手続について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年（不）第1号懲戒処分取消請求事案
12月 2日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿 （男性A-2、女性A-2、男性B、女性B） <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成24年度滋賀県警察官採用候補者名簿 （男性A-2、女性A-2、男性B、女性B） 2 職員の懲戒処分について
12月25日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について
平成26年 1月29日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B） <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成24年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B）

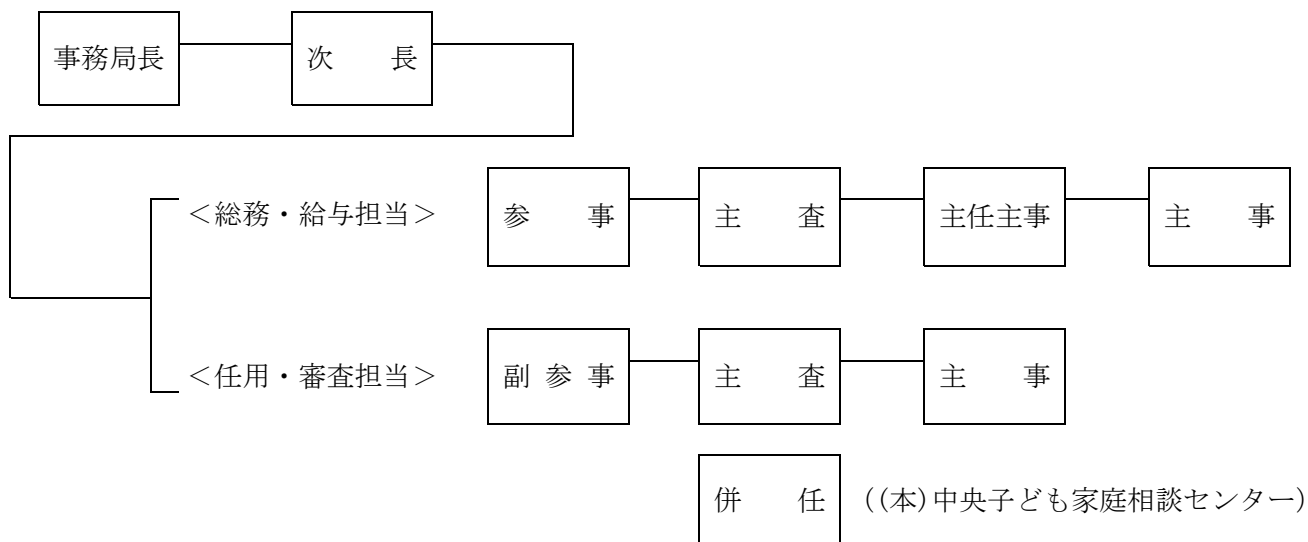
開催期日	議 題
2月 6日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－特別募集－） <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について
2月19日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (3) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (4) 滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案 2 平成26年度滋賀県警察官採用試験の実施計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (2) 平成26年度第2回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (3) 平成26年度滋賀県警察官（B）採用試験公告案 3 滋賀県警察官等採用試験に係る評定基準の一部改正について
3月11日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案
3月24日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (2) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (5) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則案の一部を改正する規則案 (6) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 (7) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 (8) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (9) 定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (10) 義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 4 人事委員会告示の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案 5 事務局職員の人事について

2 事務局

(1) 職員定数および現員

定 数	現 員			併任職員	臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合 計		
10人	1人	8人	9人	1人	1人

(2) 組 織



(3) 事務分掌

担 当	分 掌 事 務
総務・給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会議に関する事。 2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。 3 公印の管守に関する事。 4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。 5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。 7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。 8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。 9 職員に対する給与の支払い監理に関する事。 10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
任用・審査	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。 2 職階制に関する計画の立案および実施に関する事。 3 職員の研修および勤務成績の評定に関する総合的企画に関する事。 4 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。 5 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する審査および措置に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 職員団体に関する事。

(4) 平成25年度予算

歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	—	6,660
	委員会運営費	8,298	△502	7,796
	計	14,958	△502	14,456
事務局費	職員費	65,323	6,636	71,959
	事務局運営費	541	△102	439
	計	65,864	6,534	72,398
合計		80,822	6,032	86,854

(節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計		
総務費	人事委員会費	委員会費		14,958	△502	14,456		
			報酬	6,660	—	6,660		
			共済費	129	6	135		
			賃金	861	33	894		
			報償費	24	△24	0		
			旅費	1,305	△227	1,078		
			交際費	20	—	20		
			需用費	2,204	53	2,257		
			役務費	600	△62	538		
			委託料	778	△243	535		
			使用料及び賃借料	483	△25	458		
			負担金補助及び交付金	1,894	△13	1,881		
			事務局費			65,864	6,534	72,398
				給料		30,721	3,822	34,543
				職員手当等		23,094	1,480	24,574
				共済費		11,508	1,334	12,842
				旅費		66	△66	0
				需用費		472	△36	436
				役務費		3	—	3

3 人事委員会規則等の制定・改廃

(1) 規 則

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
平25 3	平25. 4. 1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 学校等行事休暇および看護休暇の対象に里親に委託している児童を加えた。 臨時の職員のドナー休暇について、骨髄を提供する場合は加え、末梢血幹細胞を提供する場合についても有給休暇とした。
4	平25. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
5	平25. 4. 1	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務を受託している地方公共団体の組織改編等に伴い、当該団体の管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
6	平25. 4. 1	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人滋賀県下水道公社の解散に伴い、所要の改正を行った。 職員の派遣先団体に滋賀県農業共済組合を加えることに伴い、所要の改正を行った。
7	平25. 4. 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
8	平25. 4. 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
9	平25. 4. 1	職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会勧告のとおり自宅に係る住居手当および単身赴任者の自宅に係る住居手当が廃止されたことに伴い、所要の改正を行った。
10	平25. 4. 1	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、社会福祉業務手当および公害調査等業務手当の支給対象機関について所要の改正を行った。
11	平25. 4. 1	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行った。
12	平25. 5. 17	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県農業共済組合連合会の解散に伴い、所要の改正を行った。
13	平25. 7. 5	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正により新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が設けられたことに伴い、手当額について災害派遣手当の額に準じた額とするよう所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
1 4	平25. 8. 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	高島市との税務事務の共同化に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
1 5	平25. 10. 16	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	災害救助法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
1 6	平25. 10. 16	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局の室長の職を参事級の職とすることに伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
1 7	平25. 10. 16	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局の室長の職を参事級の職とすることに伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
1 8	平25. 11. 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	災害対策基本法に基づき派遣される職員に対して支払う手当の支給日の整合を図るため、災害派遣手当の支給日を給料の支給定日とした。
1 9	平25. 12. 27	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行った。 滋賀県職員の特殊勤務手当の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
平26 1	平26. 3. 24	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
2	平26. 3. 24	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
3	平26. 3. 24	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

(2) 訓 令

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
平25 1	平25. 4. 1	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2	平25. 4. 1	滋賀県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

(3) 告 示

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
平25 1	平25. 4. 1	職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正	選考により採用を行う職を掲げた別表に、新たに「医療ソーシャルワーカーの職」を加えるとともに、現在採用が行われていない職を同表から削除した。
2	平25. 4. 1	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	知事部局と病院事業庁との間において、医療関係職種に係る人事管理の取扱いが見直されたことに伴い、病院事業庁長に採用選考の実施権限を委任する職を追加する等の所要の改正を行った。
3	平25. 4. 1	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
4	平25. 11. 22	職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正	選考により採用を行う職を掲げた別表について、近代美術館において新たに学芸技師を採用するため、「琵琶湖博物館の学芸技師の職」を「学芸技師の職」に改めるとともに、病院事業庁に設置される「医学物理士の職」を新たに加えた。
2	平25. 11. 22	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正、および知事部局と病院事業庁との間で、医療関連職種に係る人事管理の取扱いが見直されたことに伴い、病院事業庁長に採用選考の実施権限を委任する職を追加するための所要の改正を行った。

4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
平25. 6. 7	動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	この条例案による、滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案による、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し所要の規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平25. 6. 13	平成25年度における職員の給与の特例に関する条例案	<p>この条例案は、国の要請に基づき、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年度における職員の給与の一部を減額して支給しようとするものでありますが、その内容は過去に例を見ないものであり、さらに、本県においては平成15年度から10年余の長きにわたり独自の減額措置が実施されていることも踏まえ、このことによる職員の士気や家計、人材確保への影響が避けられず、その代償は極めて大きいと言わざるを得ないところであります。</p> <p>本委員会としては、職員の給与は地方公務員法に定める給与決定の原則により定められるべきものと考えており、勧告に基づく本来の給与水準が確保されるよう強く望むものであります。</p>
平25. 9. 20	滋賀県職員等の給与に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案による、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正については、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、災害派遣手当の支給に関し所要の規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平25. 12. 2	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、気象業務法および気象業務法施行令の一部改正に伴い、新たに重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うこととされたことから、特別警報発令下において対象業務に従事した職員についても、特殊勤務手当の支給対象としようとするものであり、適当なものと認めます。
平26. 2. 19	滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、地方公務員法の一部改正により、人事行政の運営等について、職員の休業についても、任命権者が知事に報告しなければならない事項に追加されたことから所要の規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。

<p>滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>これらの条例案は、当委員会の「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、高齢層職員の昇給制度の見直しおよび平成18年度の給料の切替えに伴う経過措置の廃止を行うとするものであり、適当なものと認めます。</p>
<p>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	
<p>滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>この条例案による滋賀県旅費支給条例の一部改正については、職員に支給する旅費について、より実態に即した旅費の支給を行うため所要の改正を行おうとするものであり、適当なものと認めます。</p>

5 諸会議等

平成25年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	開 催 地
平25. 4. 12	警察官採用共同試験事務担当者会議	京 都 府
4. 11～12	職種別民間給与実態調査説明会	東 京 都
5. 31	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	三 重 県
6. 19	第121回全国人事委員会連合会総会	東 京 都
7. 11～12	第56回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	新 潟 県
8. 9	人事院勧告説明会	東 京 都
8. 28	全国人事委員会事務局長会議	東 京 都
9. 10	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	和歌山県
9. 17	滋賀・奈良・和歌山三県人事委員会給与担当課長会議	和歌山県
11. 14	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	京 都 府
平26. 2. 13	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	大 阪 府
2. 14	近畿人事委員会協議会審査事務研究会	京 都 府
2. 17	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	滋 賀 県

第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、平成 25 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

1 競争試験

(1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平25. 5. 13	平25. 5. 20～6. 7 (郵送・持参) 平25. 5. 20～6. 5 (インターネット)	平25. 6. 30 7. 13～7. 16	平25. 8. 4、 8. 8～8. 11	平25. 8. 29
上級試験 (大学卒業程度) -特別募集・土木-	平25. 11. 1	平25. 11. 25～12. 25 (持参・インターネット) 平25. 11. 25～12. 24 (郵送)	平26. 1. 11	平26. 1. 26	平26. 2. 6
初級試験 (高校卒業程度)	平25. 5. 13	平25. 8. 1～9. 11 (郵送・持参 ・インターネット)	平25. 9. 29	平25. 10. 12 10. 14	平25. 10. 29
第一回警察官 男性A・女性A	平25. 2. 22	平25. 3. 15～4. 19 (郵送・持参) 平25. 3. 15～4. 16 (インターネット)	平25. 5. 12	平25. 6. 3～6. 6 7. 26～7. 29	平25. 8. 2
第二回警察官 男性A・女性A 男性B・女性B	平25. 2. 22	平25. 8. 1～8. 31 (郵送・持参) 平25. 8. 1～8. 28 (インターネット)	平25. 9. 22	平25. 10. 16、10. 18 11. 21～11. 23	平25. 12. 2
小・中学校 事務職員	平25. 5. 13	平25. 8. 1～9. 11 (郵送・持参 ・インターネット)	平25. 9. 29	平25. 10. 12 10. 14	平25. 10. 29

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政	40人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	2人程度	
	警察事務	5人程度		警察事務	3人程度	
	環境行政	2人程度	警察官	県内	第一回 男性A	56人程度
	化学	2人程度			女性A	10人程度
	農業	4人程度			第二回 男性A	15人程度
	林業	3人程度			女性A	3人程度
	建築	3人程度		男性B	14人程度	
	電気(電気工学)	1人程度		女性B	3人程度	
	総合土木	15人程度		県外	A	若干人
					B	若干人
上級試験 (大学卒業程度) -特別募集・土木-	土木	5人程度	小・中学校事務職員	—	6人程度	

(3) 受験資格および試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級試験	<p>○ア 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者および平成26年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>オ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 45問中40問選択 120分 ・ 専門試験(大学卒業程度) 択一式 <総合土木以外の試験区分> 40問 120分 <総合土木> 45問中40問選択 120分 ・ 口述試験 個別面接 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査 <p><特別募集・土木></p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・ 専門試験 択一式 30問 120分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査
初級試験	<p>○ 平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
警察官	第一回	男性 A ○ 昭和58年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成26年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和58年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成26年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	第二回	男性 A ○ 昭和58年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成26年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和58年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成26年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	男性 B ○ 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、平成26年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接	
女性 B ○ 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学を卒業した者、平成26年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。			
	○ 受験制限 ア 日本国籍を有しない者 イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ (身体検査基準) 身 長 160cm以上(女性は153cm以上) 体 重 おおむね47kg以上(女性は43kg以上) 胸 囲 おおむね78cm以上(男性のみ) 視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 色 覚 職務執行に支障がないこと。 聴 力 正常であること。 その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。		
小・中学校 事務職員	○ 平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。) イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ○ 第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査	

(4) 試験の実施状況

ア 上級試験

※ () は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	40人程度	(152) 665	(114) 493	74.1	(37) 213	(20) 90	(17) 48	10.3	(12) 37
警察事務	5人程度	(44) 83	(35) 67	80.7	(11) 19	(9) 14	(6) 9	7.4	(5) 7
環境行政	2人程度	(5) 29	(3) 23	79.3	(0) 7	(0) 4	(0) 3	7.7	(0) 3
化学	2人程度	(6) 47	(4) 34	72.3	(2) 14	(2) 9	(1) 3	11.3	(1) 3
農業	4人程度	(15) 52	(12) 44	84.6	(4) 23	(1) 10	(0) 4	11.0	(0) 4
林業	3人程度	(5) 19	(3) 11	57.9	(1) 5	(1) 4	(1) 2	5.5	(0) 1
建築	3人程度	(4) 17	(2) 8	47.1	(1) 5	(1) 4	(1) 3	2.7	(1) 3
電気 (電気工学)	1人程度	(1) 23	(1) 14	60.9	(0) 7	(0) 5	(0) 2	7.0	(0) 2
総合土木	15人程度	(0) 31	(0) 22	71.0	(0) 18	(0) 16	(0) 10	2.2	(0) 8
計		(232) 966	(174) 716	74.1	(56) 311	(34) 156	(26) 84	8.5	(19) 68

イ 上級試験－特別募集・土木－

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
土木	5人程度	(5) 67	(2) 50	74.6	—	(1) 29	(1) 11	4.5	(1) 9

ウ 初級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(14)	(13)	81.1	(4)	(0)	10.0	(0)
		37	30		11	3		3
警察事務	3人程度	(20)	(17)	87.9	(10)	(3)	7.3	(3)
		33	29		18	4		4
計		(34) 70	(30) 59	84.3	(14) 29	(3) 7	8.4	(3) 7

エ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	6人程度	(23) 50	(18) 42	84.0	(7) 20	(3) 6	7.0	(3) 6

オ 警察官（男性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人	
県内	A(第一回)	56人程度	585	392	67.0	322	68	5.8	55
	A(第二回)	15人程度	191	140	73.3	82	24	5.8	21
	B	14人程度	115	100	87.0	74	19	5.3	19
	計		891	632	70.9	478	111	5.7	95
県外	A	若干人	—	15	—	11	1	15.0	1
	B	若干人	—	62	—	44	2	31.0	2
	計		—	77	—	55	3	25.7	3

カ 警察官（女性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
A(第一回)	10人程度	136	69	50.7	55	12	5.8	9
A(第二回)	3人程度	29	22	75.9	10	3	7.3	2
B	3人程度	26	24	92.3	18	6	4.0	6
計		191	115	60.2	83	21	5.5	17

キ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者数 人	2次試験 受験者数 人	2次試験 受験率 %	最終 合格者 数 人	最終 競争 率 倍	採用者数 人
警察官 A	福岡県	5	4	1	25.0	0	—	0
	熊本県	1	0	0	—	0	—	0
	宮崎県	3	3	2	66.7	1	3.0	1
	鹿児島県	6	4	1	25.0	0	—	0
	小計	15	11	4	36.4	1	15.0	1
警察官 B	石川県	12	9	6	66.7	0	—	0
	福井県	17	8	5	62.5	0	—	0
	福岡県	7	7	6	85.7	1	7.0	1
	熊本県	6	4	3	75.0	1	6.0	1
	宮崎県	16	12	9	75.0	0	—	0
	鹿児島県	4	4	2	50.0	0	—	0
小計	62	44	31	70.5	2	31.0	2	
合計		77	55	35	63.6	3	25.7	3

2 身体障害者を対象とした職員採用試験

(1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
平25. 8. 30	平25. 9. 12~10. 2 (郵送・持参・インターネット)	平25. 10. 20	平25. 10. 31

(2) 受験資格および試験方法

受 験 資 格	試 験 方 法
<p>○ 介護者なしに職務遂行が可能な者で、次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>エ 活字印刷文による出題に対応できる者</p> <p>オ 介助・介護者なしに受験可能な者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分 ・ 作文試験 60分 ・ 口述試験 個別面接 ・ 適性検査

(3) 試験の実施状況

※ () 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	1人程度	(1) 4	(1) 3	75.0	(1) 1	3.0	(1) 1
小・中学校事務	2人程度	(3) 5	(3) 5	100.0	(2) 3	1.7	(1) 2

3 採用選考

(人)

部局 職	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部長および その相当職	2	—	—	—	2
次長および その相当職	—	—	—	—	—
課長および その相当職	12	5	—	—	17
課長補佐および その相当職	8	4	—	—	12
副主幹および その相当職	12	3	1	—	16
主事、技師および その相当職	79	19	1	—	99
技能労務職	—	—	—	—	—
計	113	31	2	—	① 146

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	1
警 視 (課長相当職)	—
警 部	9
警 部 補	2
巡 査 部 長	5
巡 査	5
計	② 22

合計 (①+②)	168
----------	-----

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
判 定 員	3	3	管 理 栄 養 士	1	1
児 童 指 導 員	4	4	栄 養 士	1	1
児 童 福 祉 司	1	0	臨 床 検 査 技 師	1	1
保 育 士	1	1	保 健 師	6	6
自 立 支 援 員	1	1	看 護 師	2	2
生 活 支 援 員	1	1	文 化 財 保 護 技 術 者	1	1
職 業 訓 練 指 導 員	1	1	少 年 補 導 職 員	1	1
精 神 保 健 福 祉 士	2	2	サイバー犯罪捜査官	1	1
学 芸 員	2	2	育休代替任期付職員(一般事務)	14	13
医 師	5	5	育休代替任期付職員(退職警察官再採用)	2	2
獣 医 師	5	4			
薬 剤 師	1	1	計	57	54

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	17	17	言 語 聴 覚 士	1	1
薬 剤 師	1	0	看 護 師	76	57
診療放射線技師	8	2	医 療 事 務	9	0
臨床検査技師	16	2	医療ソーシャルワーカー	7	1
理学療法士	20	3	医療情報システム	7	1
作業療法士	8	4			
			計	170	88

注 委任分は、職員の任用に関する規則第 40 条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

(人)

職 部 局	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部 長 お よ び そ の 相 当 職	5	—	—	2	7
次 長 お よ び そ の 相 当 職	13	3	—	3	19
課 長 お よ び そ の 相 当 職	49	2	3	9	63
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	96	8	—	15	119
副 主 幹 お よ び そ の 相 当 職	64	27	9	18	118
計	227	40	12	47	① 326

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	5
警 視 (課長相当職)	28
警 部	13
警 部 補	9
巡 査 部 長	—
計	② 55

合計 (①+②)	381
----------	-----

第3 給 与 関 係 事 務

1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成25年10月17日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告を行った。

(1) 職員給与等実態調査

平成25年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

ア 部局別・給料表別職員数

(単位：人)

部局 給料表	知 事	警 察	教 育 委 員 会	議 会	監 査 員	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	高 等 学 校 等	小 学 校 小 学 校 等 中 学 校	計
行 政 職	2,323	244	137	26	15	9	6	215	319	3,294
警 察 職	-	2,222	-	-	-	-	-	-	-	2,222
研 究 職	211	18	-	-	-	-	-	-	-	229
医 療 職 (1)	16	-	-	-	-	-	-	-	-	16
医 療 職 (2)	133	1	-	-	-	-	-	7	17	158
医 療 職 (3)	100	1	2	-	-	-	-	-	-	103
福 祉 職	70	-	-	-	-	-	-	-	-	70
高 等 学 校 等 教 育 職	-	-	18	-	-	-	-	3,080	-	3,098
小・中 学 校 等 教 育 職	-	-	23	-	-	-	-	-	7,121	7,144
技 能 労 務 職	62	13	1	-	-	-	-	98	-	174
計	2,915	2,499	181	26	15	9	6	3,400	7,457	16,508

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の教職員40人（小学校および中学校等教育職37人、行政職3人）を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない。（以下表サまで同じ。）

イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

(単位：%)

区 分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行 政 職 給 料 表	-	19.4	15.6	65.0	71.8	28.2
警 察 職 給 料 表	0.1	47.4	2.6	49.9	93.9	6.1
研 究 職 給 料 表	-	4.4	7.0	88.6	80.8	19.2
医 療 職 給 料 表 (1)	-	-	-	100.0	81.3	18.7
医 療 職 給 料 表 (2)	-	0.6	27.9	71.5	48.7	51.3
医 療 職 給 料 表 (3)	-	-	41.8	58.2	2.9	97.1
福 祉 職 給 料 表	-	2.9	35.7	61.4	52.9	47.1
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	2.0	3.5	94.5	61.1	38.9
小・中 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	-	8.8	91.2	48.5	51.5
技 能 労 務 職 給 料 表	36.8	56.9	6.3	-	64.4	35.6
計	0.4	11.3	8.8	79.5	62.0	38.0

ウ 年齢階層別構成比

(単位：%)

年齢階層	職 種		職 種			警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校		
～ 24歳	5.1	6.0	5.4	3.1	6.4	11.2	6.1
25 ～ 29	9.1	9.7	11.7	8.5	13.1	14.3	11.4
30 ～ 34	8.6	8.5	9.5	6.7	10.7	18.0	10.4
35 ～ 39	11.7	11.8	9.2	11.2	8.4	13.9	10.5
40 ～ 44	16.4	17.3	11.0	13.5	9.9	10.1	12.2
45 ～ 49	16.2	15.9	15.2	18.3	13.8	9.6	14.7
50 ～ 54	16.3	15.1	20.8	21.7	20.5	10.3	18.3
55 ～ 59	16.5	15.7	17.2	17.0	17.2	12.6	16.4
60 ～	0.1	-	-	-	-	-	0.0
計	4,044人	3,294人	10,242人	3,098人	7,144人	2,222人	16,508人

エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
		円	円	円	円	%
一般職員	平成25年4月	340,031 (343,949)	10,570	22,287 (22,600)	372,888 (377,119)	0.68 (△0.09)
	平成24年4月	337,952 (344,532)	10,677	21,754 (22,259)	370,383 (377,468)	
全職員	平成25年4月	360,271 (363,333)	9,696	22,955 (23,179)	392,922 (396,208)	0.02 (△0.57)
	平成24年4月	360,396 (365,651)	9,900	22,560 (22,946)	392,856 (398,497)	

注1 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

2 () 内の額は、平成23年度から平成25年度における職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。(次表において同じ。)

(給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢	給 料	扶養手当	地 域 手 当	合 計
	歳	円	円	円	円
行 政 職	43.1	336,726 (340,730)	10,773	22,012 (22,330)	369,511 (373,833)
警 察 職	39.0	324,456 (327,074)	14,038	20,768 (20,941)	359,262 (362,053)
研 究 職	43.9	360,856 (364,769)	12,954	23,312 (23,608)	397,122 (401,331)
医 療 職 (1)	44.3	422,986 (437,631)	11,188	73,051 (76,129)	507,225 (524,948)
医 療 職 (2)	44.7	348,746 (352,261)	8,146	22,188 (22,451)	379,080 (382,858)
医 療 職 (3)	45.0	352,052 (355,038)	3,626	21,848 (22,047)	377,526 (380,711)
福 祉 職	43.4	353,921 (356,801)	9,721	22,357 (22,553)	385,999 (389,075)
高 校 等 教 育 職	45.1	393,542 (396,491)	10,265	24,795 (24,993)	428,602 (431,749)
小 中 学 校 等 教 育 職	43.1	368,440 (371,205)	7,603	23,217 (23,416)	399,260 (402,224)
技 能 労 務 職	51.6	346,930 (349,588)	10,175	21,782 (21,945)	378,887 (381,708)

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,294人	人 273	人 360	人 732	人 842	人 362	人 526	人 134	人 49	人 16
	% 8.3	% 10.9	% 22.2	% 25.5	% 11.0	% 16.0	% 4.1	% 1.5	% 0.5
警察 2,222	252	392	418	688	329	49	53	25	16
	11.4	17.6	18.8	31.0	14.8	2.2	2.4	1.1	0.7
研究 229	0	61	129	33	6	—	—	—	—
	0.0	26.7	56.3	14.4	2.6	—	—	—	—
医療(1) 16	6	0	3	7	—	—	—	—	—
	37.5	0.0	28.7	43.8	—	—	—	—	—
医療(2) 158	0	9	40	16	59	28	6	—	—
	0.0	5.7	25.3	10.1	37.3	17.7	3.9	—	—
医療(3) 103	0	7	15	33	36	12	—	—	—
	0.0	6.8	14.6	32.0	35.0	11.6	—	—	—
福祉 70	6	21	9	29	4	1	—	—	—
	8.6	30.0	12.9	41.4	5.7	1.4	—	—	—
高校 3,098	12	2,897	102	70	(特2) 17	—	—	—	—
	0.4	93.5	3.3	2.3	0.5	—	—	—	—
小中学校 7,144	0	6,396	374	340	(特2) 34	—	—	—	—
	0.0	89.5	5.2	4.8	(特2) 0.5	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級の無いことを示す。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人 2,140	円 336,310 (340,671)	人 640	円 338,650 (342,281)
1年未満		34	178,668 (178,668)	8	144,500 (144,500)
1年以上 2年未満		46	184,826 (184,826)	12	148,733 (148,733)
2年以上 3年未満		59	190,807 (190,807)	6	154,867 (154,867)
3年以上 5年未満		102	203,548 (203,548)	9	165,733 (165,733)
5年以上 7年未満		103	223,657 (223,657)	17	181,424 (181,424)
7年以上 10年未満		118	250,034 (250,786)	32	201,187 (201,244)
10年以上 15年未満		253	285,778 (288,109)	44	241,341 (241,536)
15年以上 20年未満		297	333,633 (336,441)	68	289,589 (291,831)
20年以上 25年未満		391	371,428 (374,563)	82	326,306 (328,911)
25年以上 30年未満		287	398,562 (404,129)	78	369,899 (373,313)
30年以上 35年未満		355	417,680 (427,627)	94	388,589 (392,160)
35年以上		95	434,563 (449,991)	190	417,919 (424,999)

注 () 内の額は、平成23年度から平成25年度における職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

キ 職員の扶養親族数等

扶養手当受給者数		7,811 人	受給者1人当たり扶養親族数	
扶養親族数	配偶者	4,477		2.1 人
	一人目	職員に配偶者なし	297	全職員1人当たり扶養親族数
		職員に配偶者あり	6,350	
	その他	5,448	全職員1人当たり扶養手当額	
	合計	16,572		9,695 円

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

ク 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	17 人	68 人	198 人	330 人	145 人	394 人	331 人	1,483 人	円 56,474 (62,749)

注 () 内の額は、平成23年度から平成25年度における職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

ケ 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			17.1%	15.0%	6.1%
人員		16,508 人	15 人	16 人	16,477 人
構成比		100.0 %	0.1 %	0.1 %	99.8 %
平均手当月額		円 22,955 (23,179)	円 62,596 (63,817)	円 73,051 (76,129)	円 22,871 (23,091)

注 () 内の額は、平成23年度から平成25年度における職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

コ 職員の住居手当の支給状況等

支給を受けている者	1,867 人	全職員1人当たり手当額	3,260 円
		住居手当受給者の平均家賃額	60,953 円

サ 職員の通勤手当および通勤の状況

① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支給を受けている者	15,160 人	91.8 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,289	13.9	15.1
交通用具のみ利用者	10,997	66.6	72.5
自動車使用者	10,586	64.1	69.8
自転車等使用者	411	2.5	2.7
交通機関・交通用具併用者	1,874	11.4	12.4
自動車との併用者	1,559	9.4	10.3
自転車等との併用者	315	1.9	2.1
受給者1人当たりの手当額	11,134 円		
全職員1人当たりの手当額	10,224 円		

② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職 員 数	割 合	累 積 割 合
10,000円以下	2,234 (1,301)	53.7%	53.7%
10,001円以上 12,000円以下	302 (129)	7.3	60.9
12,001円以上 14,000円以下	265 (93)	6.4	67.3
14,001円以上 16,000円以下	305 (127)	7.3	74.6
16,001円以上 18,000円以下	179 (57)	4.3	78.9
18,001円以上 20,000円以下	224 (105)	5.4	84.3
20,001円以上 22,000円以下	152 (63)	3.7	87.9
22,001円以上 24,000円以下	172 (89)	4.1	92.1
24,001円以上 26,000円以下	102 (45)	2.5	94.5
26,001円以上 28,000円以下	78 (38)	1.9	96.4
28,001円以上 30,000円以下	41 (14)	1.0	97.4
30,001円以上 32,000円以下	48 (15)	1.2	98.5
32,001円以上 34,000円以下	27 (10)	0.6	99.2
34,001円以上 36,000円以下	14 (7)	0.3	99.5
36,001円以上 38,000円以下	3 (0)	0.1	99.6
38,001円以上 40,000円以下	8 (1)	0.2	99.8
40,001円以上 42,000円以下	2 (1)	0.0	99.8
42,001円以上 44,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
44,001円以上 46,000円以下	3 (0)	0.1	99.9
46,001円以上 48,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
48,001円以上 50,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
50,001円以上 52,000円以下	1 (0)	0.0	100.0
52,001円以上	2 (1)	0.0	100.0
計	4,163 (2,096)	100.0	—
平均所要額	11,914円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布

(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	2,047 (312)	16.9%
5km以上 10km未満	3,477 (319)	28.6
10km以上 14km未満	2,082 (269)	17.1
14km以上 18km未満	1,496 (228)	12.3
18km以上 22km未満	1,032 (143)	8.5
22km以上 26km未満	730 (97)	6.0
26km以上 30km未満	378 (25)	3.1
30km以上 34km未満	302 (27)	2.5
34km以上 38km未満	178 (18)	1.5
38km以上 42km未満	152 (24)	1.3
42km以上 46km未満	97 (22)	0.8
46km以上 50km未満	51 (21)	0.4
50km以上 54km未満	48 (20)	0.4
54km以上 58km未満	24 (10)	0.2
58km以上 62km未満	21 (11)	0.2
62km以上	30 (14)	0.2
計	12,145 (1,560)	100.0
平均使用距離	13.6km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	440 (208)	60.6 %
5km以上 10km未満	177 (48)	24.4
10km以上 15km未満	61 (30)	8.4
15km以上 20km未満	26 (19)	3.6
20km以上 25km未満	13 (8)	1.8
25km以上 30km未満	4 (1)	0.6
30km以上	5 (2)	0.7
計	726 (316)	100.0
平均使用距離	5.8km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

シ 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	16			13	2		1	
警察職給料表	5				2	2		1
研究職給料表	2		1	1				
医療職給料表(2)	1			1				
福祉職給料表	2			2				
高等学校等教育職給料表	74	7	67					
小学校および中学校等 教育職給料表	16		16					
技能労務職給料表	29							
給料表計	145							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	132		1	94	37			
警察職給料表	3			1	2			
研究職給料表	10		5	3	2			
医療職給料表(2)	2				1	1		
医療職給料表(3)	5			3	2			
福祉職給料表	2		1	1				
高等学校等教育職給料表	1		1					
小学校および中学校等 教育職給料表	1		1					
技能労務職給料表	10							
給料表計	166							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

(2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 25 年 4 月現在における民間給与の実態について調査した。

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 616 事業所

イ 調査対象職種

78 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 56 職種）

ウ 調査実人員

初任給関係 222 人（行政職に相当する調査実人員 189 人）、初任給関係以外の調査職種 4,926 人（行政職に相当する調査実人員 4,219 人。なお、調査該当職種（母集団）の推定数は 40,157 人であり、行政職に相当するものは 32,515 人である。）

エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	19	45	19	16	15	114

注 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 13 所あった。

オ 調査結果の概要

① 職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	10	52.6	700,949	0	700,949
工 場 長	16	52.8	665,485	0	665,485
事 務 部 長	47	51.5	629,122	5,438	623,684
技 術 部 長	98	51.3	679,099	87	679,012
事 務 部 次 長	17	51.3	622,701	134	622,567
技 術 部 次 長	16	50.3	652,201	259	651,942
事 務 課 長	141	48.7	569,911	2,286	567,625
技 術 課 長	285	47.7	561,453	771	560,682
事 務 課 長 代 理	42	45.6	495,245	15,900	479,345
技 術 課 長 代 理	84	44.6	538,038	16,549	521,489
事 務 係 長	293	44.4	459,545	66,695	392,850
技 術 係 長	506	44.1	483,885	71,289	412,596
事 務 主 任	204	41.5	345,796	28,077	317,719
技 術 主 任	288	39.6	412,972	45,768	367,204
事 務 係 員	1,018	36.5	298,804	28,948	269,856
技 術 係 員	1,154	33.8	338,951	46,386	292,565

② 民間における初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	190,558	200,699	177,788	※189,000
	短大卒	※170,709	X	※168,084	-
	高校卒	155,563	※162,081	X	※150,000
新卒技術者	大学卒	198,529	209,376	193,521	※191,500
	短大卒	※184,369	X	※185,524	-
	高校卒	161,514	161,242	※158,471	※170,000
計	大学卒	194,343	203,919	186,639	※190,250
	短大卒	178,575	※179,000	※178,467	-
	高校卒	159,882	161,436	※157,426	※160,000

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のあった事業所について平均したものである。

- 2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
3 「※」は、調査事業所が5事業所以下である。

③ 民間における家族（扶養）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	15,142円
配偶者と子1人	20,404円 (5,262円)
配偶者と子2人	24,546円 (4,142円)

注1 家族（扶養）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

- 2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

④ 民間における住宅（住居）手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	46.9%
非支給	53.1%
借家・借間居住者に対する住宅（住居） 手当月額の最高支給額の平均額の階層	24,000円以上 25,000円未満

⑤ 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)		356,533 円	288,503 円
	上半期 (A 2)		360,753	287,320
特別給の支給額	下半期 (B 1)		714,356	481,389
	上半期 (B 2)		698,619	501,471
特別給の支給割合	下半期 (B 1/A 1)		2.00 月分	1.67 月分
	上半期 (B 2/A 2)		1.94	1.75
	年間計		3.94	3.42
年間の平均			3.93 月分	

注1 下半期とは、平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは平成25年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	32.4 %	(5.4) %	(91.9) %	(2.7) %	67.6 %
高校卒	17.3	(5.1)	(88.4)	(6.5)	82.7

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係員	17.2 %	12.8 %	- %	70.0 %
課長級	14.3	10.9	1.0	73.8

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	88.8 %	83.4 %	25.0 %	8.3 %	50.1 %	5.4 %	11.2 %
課長級	80.3	73.6	19.7	5.1	48.8	6.7	19.7

注1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所および本年の定期昇給実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 「増額」、「減額」および「変化なし」とは、前年実績との比較である。

⑨ 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	昇給制度あり				昇給制度なし
	自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	91.6 %	44.6 %	90.6 %	61.8 %	8.4 %
課長級	85.0	30.9	94.0	57.7	15.0

注 昇給制度の内容は、複数回答である。

⑩ 民間における賞与の考課査定分の配分状況

項目	係員級		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
平成24年冬季	54.9 %	45.1 %	44.1 %	55.9 %	47.2 %	52.8 %

⑪ 民間における雇用調整の実施状況

項目 (複数回答あり)	実施事業所割合
採用の停止・抑制	15.3 %
転籍	3.7
希望退職者の募集	2.5
正社員の解雇	-
部門の整理・部門間の配転	9.2
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.2
残業の規制	13.9
一時帰休・休業	6.0
ワークシェアリング	-
賃金カット	7.0
計	29.1

注1 平成25年1月以降の実施状況である。

2 「計」は、上記のうち1項目以上の雇用調整を実施した事業所の割合である。

⑫ 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係員	6.4 %	5.5 %
課長級	10.5	6.2

注 平成25年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

⑬ 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適用従業員割合		(参考) 適用事業所割合	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	19.4 %	19.4 %	19.6 %	19.6 %
30%	41.5	60.9	26.6	46.2
29%	0.0	60.9	0.0	46.2
28%	0.0	60.9	0.0	46.2
27%	0.0	60.9	0.0	46.2
26%	1.7	62.6	2.4	48.6
25%	37.4	100.0	51.4	100.0

注 適用従業員および適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

⑭ 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検討中
	平成24年度と比べて引き上げる	平成24年度と比べて引き下げる		
月 例 給 与	2.1 %	2.1 %	87.1 %	8.7 %
年 間 給 与	3.3	3.1	84.9	8.7

注 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である（⑮において同じ。）。

⑮ 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検討中
	高くする	低くする	同じにする	
月 例 給 与	8.2 %	- %	81.6 %	10.2 %
年 間 給 与	8.9	-	81.0	10.1

⑯ 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い

	転居を伴う異動がある			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未定	
28.3 %	(86.7) %	(13.3) %	- %	71.7 %

注1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ()内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 25 年 4 月)

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費		26,060 円	29,800 円	42,110 円	54,410 円	66,710 円
住居関係費		50,510	53,270	47,980	42,700	37,410
被服・履物費		5,410	5,390	9,360	13,320	17,290
雑費 I		30,610	53,200	67,980	82,750	97,530
雑費 II		8,630	24,380	25,880	27,370	28,870
計		121,220	166,040	193,310	220,550	247,810

注1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:96世帯)における平成25年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成25年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

(4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、平成25年10月17日に県議会および知事に対して、別記のとおり報告した。本年は、月例給、特別給ともに改定を見送ったことから、給与水準の改定のための勧告は行わず、報告のみを行った。

別記

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 職員の給与

本委員会が、平成25年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員9,091人、県費負担市町立学校教職員7,417人、合計16,508人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,294人で、その平均給与月額額は369,511円（給料336,726円、扶養手当10,773円、地域手当22,012円）であり、平均年齢は43.1歳（男性44.4歳、女性39.8歳）、性別構成は男性71.8%、女性28.2%、学歴別構成は大学卒65.0%、短大卒15.6%、高校卒19.4%となっている。

また、全職員の平均給与月額額は392,922円（給料360,271円、扶養手当9,696円、地域手当22,955円）であり、その平均年齢は43.1歳（男性44.0歳、女性41.6歳）、性別構成は男性62.0%、女性38.0%、学歴別構成は大学卒79.5%、短大卒8.8%、高校卒11.3%、中学卒0.4%である。

なお、今年度の職員の給与については、平成23年度から平成25年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（平成23年滋賀県条例第9号。以下「旧特例条例」という。）により、給料等について減額措置が講じられており、当該措置がなかった場合の行政職給料表適用者の平均給与月額額は373,833円（給料340,730円、扶養手当10,773円、地域手当22,330円）、また、全職員の平均給与月額額は396,208円（給料363,333円、扶養手当9,696円、地域手当23,179円）である。

2 民間の給与

県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の616事業所から、層化無作為抽出法により抽出した128の事業所について、人事院と共同して行った「平成25年職種別民間給与実態調査」の結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員4,926人の給与について調査した。

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	1 9 4 , 3 4 3 円
	短 大 卒	1 7 8 , 5 7 5 円
	高 校 卒	1 5 9 , 8 8 2 円

注 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族(扶養)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

(3) 家族(扶養)手当

民間事業所における家族(扶養)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	15,142円
配偶者と子1人	20,404円
配偶者と子2人	24,546円

注 家族(扶養)手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

(4) 住宅(住居)手当

民間事業所における住宅(住居)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の46.9%が住宅(住居)手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、24,000円以上25,000円未満となっている。

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との3.93月分となっている。

3 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員(新規採用者を除く。平均年齢43.6歳)と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員(新規採用者を除く。)について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして5,801円(1.49%)下回っていることが明らかとなった。

また、特例条例による減額措置前の職員の給与と民間事業所従業員の給与を同様に比較すると、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして175円(0.04%)下回る結果となった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A - B)
394,316円	旧特例条例による減額措置後の額	5,801円 (1.49%)
	旧特例条例による減額措置前の額	175円 (0.04%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

3 上段は、旧特例条例による減額措置後の職員の給与に基づき算定した較差額(率)であり、下段は、旧特例条例による減額措置前の職員の給与に基づき算定した較差額(率)である。

なお、本年7月以降の職員給与については、平成25年度における職員の給与の特例に関する条例(平成25年滋賀県条例第52号。以下「新特例条例」という。)に基づく、減額措置が講じられている。

新特例条例による減額措置が本年4月に実施されたと仮定して試算した場合の職員の給与と、民間事業所従業員の給与を比較したところ、以下の結果が得られた。

【参考】 職員の給与と民間従業員の給与の較差（試算）

民間従業員 の 給 与 (A)	職 員 の 給 与 (B)		較 差 (A - B)
394,316円	新特例条例 による減額 措置後の額	366,577円	27,739円 (7.57%)

注 職員の給与(B)および較差(A-B)の欄の表示は、本年7月から実施されている新特例条例による減額措置が本年4月の人員配置の状況で実施されたと仮定して試算した場合の値である。

4 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレズ指数は107.3であった。

また、同年の47都道府県の平均は107.5、近畿6府県は101.4~108.8であった。

5 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で0.7%、大津市で1.0%の下落となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ166,040円、193,310円および220,550円となった。

6 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月8日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告を行った。また、併せて国家公務員制度改革等について報告を行うとともに、「一般職の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出」を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※ 別紙省略

7 むすび

(1) 給与の改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり、本年は改定を行う必要はないものと認める。なお、職員の給与は、本年は2つの特例条例により減額されているところであるが、改定内容の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、これまでと同様、本年4月分の月例給について旧特例条例による減額措置前の公民較差に基づき検討を行った。

まず、月例給については、民間事業所従業員との給与較差が極めて小さく、適切な改定が困難であることから、給料表、諸手当とも改定を行わないことが適当である。

また、特別給についても、民間の特別給の支給割合が職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

(2) 人事評価制度の確立

本県においては、平成18年4月からの「給与構造の見直し」により、勤務実績をよりの確に反映し得る基盤が整備されているところであるが、職員の士気の高揚や組織の活性化を図るため、本県の昇給・昇格や勤勉手当の各制度において人事評価の結果が反映され、より実効性の高いものとなるよう、新たな人事評価制度の早期確立に向けた取組を進める必要がある。また、現在、一部の職階で導入されている「自律型人材育成制度」については、その対象範囲を拡げる必要がある。

(3) 時間外勤務の縮減

時間外勤務については、職員の心身両面の健康管理や公務能率の増進を図るため、任命権者において、その縮減に努められるよう繰り返し要請してきたところであり、仕事と生活の調和を促進する観点からも重要な課題である。

本県においては、これまで業務の改善や効率化など様々な取組が行われ、一定の成果もみられると

ころであるが、なお一層の縮減に向けて引き続き、管理職員による適正な勤務時間管理を徹底するとともに、職員一人ひとりが効率的な業務遂行に努めるなど、全庁一丸となった取組を進める必要がある。

もとより、適正な労働時間の管理は労働基準法や関係の通知により求められているところであり、使用者が講ずべき措置について実効ある取組を進める必要がある。

(4) メンタルヘルス対策の充実

近年、公務の複雑化や多様化が進む中で、職員の仕事上のストレスも増大する傾向にあり、職員のメンタルヘルス対策は重要な課題となっている。

メンタルヘルス対策は、心の病を持つ職員だけを対象とするものではなく、すべての職員の心の健康の保持・増進を図ることが大切である。任命権者は、すべての職場において良好なコミュニケーションが保たれ、明るく活力に満ちた働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、心の病の予防をはじめ、その早期発見、職場復帰の支援等、引き続きメンタルヘルス対策の充実に努める必要がある。

(5) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

職員の意欲・能力を最大限に引き出し、それを組織として生かすことができる勤務環境を整備するため、任命権者において、女性職員の登用や仕事と生活の調和の推進に、種々取り組まれてきたところである。人材育成に配慮した人事管理を行う上で、男女を問わず意欲と能力のある職員を登用することが必要であり、県政における男女共同参画を推進する上で、女性職員の登用や職域の拡大に引き続き努める必要がある。

また、男女共同参画を推進するため、本県においてもこれまでから男性職員の育児休業取得促進のため、様々な措置が講じられてきたところであるが、引き続き、男性職員の育児休業取得の促進に努めていく必要がある。

なお、仕事と子育て等の両立支援に関する取組の一環として、人事院は、本年の報告に併せて、「配偶者帯同休業制度」の創設について意見の申出を行ったところであるが、本県においても、今後の国における制度の整備状況や地方公務員法の改正等の動向を注視していく必要がある。

(6) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続については、本年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面は現行の再任用の仕組みにより、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、これを踏まえ人事院は、再任用の円滑な実施など、雇用と年金の確実な接続を図るために必要な取組について報告を行ったところである。また、地方公務員についても、総務副大臣から各都道府県等に対し、同閣議決定の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずるよう要請があったところである。

雇用と年金の接続の問題については全国共通の課題であり、本県においても、国に準じた制度とすることが適当であると考えられることから、これらの要請等を踏まえ、再任用制度の十分な周知や多様な働き方のための工夫を行うなど、適切に対応していく必要がある。なお、再任用職員の給与水準等の見直しについて、人事院は、今後必要な検討を進めるとしており、その動向に留意する必要がある。

(7) 給与制度の総合的見直し

国家公務員の給与制度については、平成18年度からの給与構造改革において、全般的な改革が実施されてきた。その後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、人事院は本年の報告において、民間の組織形態の変化への対応、地域間や世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与を課題として、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを給与減額支給措置終了後に実施できるよう、所要の準備を行うこととしている。

本県では、給与制度について、これまで国の制度に準じることを基本としてきたことから、今後の国における見直しの動向を注視していく必要がある。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適應した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、給与改定を行う必要はないものと判断したことから、本年は勧告を行わず、報告のみとしたところである。

本県においては、職員の給与について、厳しい財政状況を理由に、10年余の長きにわたり独自の減額措置が講じられ、また、本年7月からは、国の要請に基づく更なる減額措置が行われているところである。これらの措置はいずれも、人事委員会勧告に基づくことなく、地方公務員法で定める給与決定の原則とは

異なる基準により実施された異例の措置であり、誠に遺憾である。

特に、本年7月から職員が実際に受ける給与額は、民間準拠による水準を大きく下回っており、これらの減額措置による職員の士気や家計、人材確保への影響は避けられず、その代償は極めて大きいと言わざるを得ない。本委員会としては、こうしたことが繰り返されることのないよう切に望むものである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割をあらためて認識され、民間準拠による適正な給与を確保されるよう要請する。

2 給与改定等の概要

一部実施が見送られていた、本委員会が平成24年10月15日に行った「職員の給与等に関する報告および報告」等に基づき、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案が、平成26年2月定例県議会に提案され、同年3月24日に可決成立し、同月31日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

(1) 改定の内容

① 高齢層職員の昇給・昇格制度の見直し

ア 昇給制度

55歳（医療職給料表(1)適用者は57歳）を超える職員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととした。

イ 昇格制度

高位の号給からの昇格について、昇格の際の号給設定を現行より下位の号給となるよう、昇格時号給対応表の改正を行った。
(人事委員会規則の改正による)

② 平成18年度の給料の切替えに伴う経過措置（現給保障）の廃止

平成18年度の給料の切替えに伴う経過措置について、平成26年度および平成27年度は以下の額とし、平成28年3月31日をもって廃止することとした。

平成26年度 経過措置額から、経過措置額に3分の1を乗じた額（上限1万円）を減じた額

平成27年度 経過措置額から、経過措置額に3分の2を乗じた額（上限2万円）を減じた額

(2) 実施時期

平成26年4月1日から実施。

3 給与の減額

平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間については平成23年度から平成25年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（平成23年滋賀県条例第9号）により、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間については平成25年度における職員の給与の特例に関する条例（平成25年滋賀県条例第52号）により、次のとおり給与の減額措置を実施。

なお、特別職の給料月額については、平成23年度から平成26年度において、知事は20%、副知事その他常勤の特別職は10%を減額。

また、期末手当算出の基礎となる場合の給料月額を知事は30%、副知事は25%、その他常勤の特別職は15%減額。

① 平成25年4月1日から平成25年6月30日まで

ア 給料と諸手当の減額

給料月額は次の割合を減額するとともに、地域手当の算定に適用。

部長・次長級 給料月額の 6%

課長級 " 4%

参事級 " 2.5%

その他職員 " 0.8%

(うち若手職員 カットなし)

イ 管理職手当の減額

管理職手当は一律10%減額。

② 平成25年度7月1日から平成26年3月31日まで

ア 給料の減額

給料月額は次の割合を減額。

管理職員（行政職7～9級） 給料月額の 9.77%

一般職員及び管理職員（行政職3～6級） " 7.77%

一般職員（行政職2級以下） " 4.77%

※その他の給料表適用者は行政職に準ずる

イ 管理職手当の減額

管理職手当は一律10%減額

4 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給	10 件	2 件	2 件	—
給料表異動	—	5 件	—	—
諸手当	3 件	2 件	1 件	—

第4 勤務時間その他の勤務条件等

1 職員の週休日および勤務時間の割振りの特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振りについて別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(平成26年3月31日現在)

○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名		対象職員	内 容
知事部局	食肉衛生検査所	獣医師	変則勤務による4週6休

○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性等により、規則第2条の規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名		対象職員	内 容
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	教員	学習航海による22時間連続勤務

第5 懲戒処分関係

1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
教 育 委 員 会	減 給	平 成 25 年 5 月 17 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 25 年 6 月 26 日
知 事	停 職	平 成 25 年 7 月 12 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 25 年 7 月 25 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 25 年 10 月 10 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 25 年 10 月 17 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 25 年 11 月 22 日
教 育 委 員 会	減 給	平 成 25 年 12 月 18 日
教 育 委 員 会	戒 告	平 成 26 年 1 月 30 日

第6 公平審査関係事務

1 勤務条件に関する措置の要求

平成25年度における係属事案および新規要求事案はない。

2 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	平成24年度末 係属件数	平成25年度			平成25年度末 係属件数
		申立て等件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	4件	1件	25回	4件	1件
分限処分	0件	1件	1回	1件	0件
転任処分	1件	0件	2回	1件	0件

3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	福利厚生 関係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	1	0	1	0	1	0	3

4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から平成25年度中に6件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭40. 3. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県高等学校教職員連盟	長浜市名越町森之木600 県立長浜農業高等学校内	昭40. 1. 16
昭41. 9. 29	滋賀県湖南地区公立高等学校 教職員組合	草津市草津町上蓮田1839 県立湖南農業高等学校内	昭41. 9. 9
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭41. 12. 26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 3
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平元. 12. 16	全教滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平元. 11. 14
平2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2. 5. 31
平13. 4. 13	新旭養護学校地区教職員組合	高島市新旭町太田988-6	平12. 4. 1
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3

注 ()内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

(1) 本 庁

(平成26年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、政務調査室長、参事、課長補佐、室長補佐、総務課の主幹および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	部長、会計管理者、会計管理局长、理事、知事公室長、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、地域防災監、防災危機管理局长、消費生活調整監、IT統括監、子ども・青少年局长、観光交流局长、流域政策局长、課長、主席参事、副局长、地震・危機管理室長、原子力防災室長、広域連携推進室長、県民情報室長、IT企画室長、福利厚生室長、琵琶湖レジャー対策室長、廃棄物監視取締対策室長、薬務室長、食の安全推進室長、就業支援室長、しがの魅力企画室長、観光室長、旅券室長、農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長、農業基盤管理推進室長、技術管理室長、用地対策室長、交通安全対策室長、高速・幹線道路推進室長、建築指導室長、流域治水政策室長、広域河川政策室長、河川・港湾室長、琵琶湖不法占用対策室長、水源地域対策室長、参事、副地域防災監、介護保険室長、国際室長、にぎわう農村推進室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、主任専門員、秘書課、人事課および財政課の主幹および副主幹、人事課(福利厚生室を除く。)の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	教育長、理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、課長補佐、指導補佐、副参事、教育総務課の主幹、副主幹、主査、主任主事および主事(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課の主幹、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、福利課の主幹および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

(2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長
環 境 事 務 所	所長、次長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長
保 健 所	所長、次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、課長補佐
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、家畜検査センター所長、次長、北西部支所長
土 木 事 務 所	所長、副所長、支所長、次長、課長、課長補佐
消 防 学 校	校長、教頭
東 京 事 務 所	所長、副所長、政策推進課長
近 代 美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	所長、次長
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長

機 関	職
琵琶湖環境科学研究センター 琵琶湖博物館	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、総合企画統括員、総括研究員 館長、副館長、上席総括研究員、上席総括学芸員、部長、室長、課長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
森林センター	所長、次長
平和祈念館	館長、副館長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
工業技術総合センター	所長、次長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
農業技術振興センター	所長、次長、部長、室長、茶業指導所長、農業大学の校長および副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
愛知川流域田園整備事務所	所長、次長
交通事故相談所	所長
芹谷地域振興事務所	所長、次長
北川水源地域振興事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長

6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36.4.1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村会内	昭37.6.1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40.9.1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村議会議長会内	昭44.5.1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49.1.14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49.5.1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50.2.3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50.5.1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14.5.20

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成25年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3号	各土木事務所（長浜土木事務所木之本支所を除く。）（7）、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所（2）、芹谷地域振興事務所、北川水源地域振興事務所	労働基準監督署
13号	各保健所（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護担当、彦根子ども家庭相談センター保護担当、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎	
14号	本庁事業課	
15号	動物保護管理センター	
12号	本庁医務薬務課薬業振興担当、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、森林センター、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械・金属材料担当を除く。）、東北部工業技術センター機械・金属材料担当、高等技術専門学校（草津校舎を除く。）、高等技術専門学校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、教育委員会事務局文化財保護課城郭調査担当、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校（3）、各高等学校（48）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（15）、警察学校、平和祈念館	人事委員会
一般官公署	本庁（事業課、医務薬務課薬業振興担当および会計課各地域担当を除く。）、会計課各地域担当（6）、各環境事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各健康福祉事務所（6）各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護担当および彦根子ども家庭相談センター保護担当を除く。）（2）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京事務所、男女共同参画センター、愛知川流域田園整備事務所、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局（文化財保護課城郭調査担当を除く。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局	
1号	企業庁浄水課（馬淵浄水場および水口浄水場を除く。）、馬淵浄水場、水口浄水場	労働基準監督署
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター	
一般官公署	企業庁（浄水課を除く。）、	

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいう。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第17条第1項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単純労働職員（現業職員）および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

2 職権行使の状況

平成 25 年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

(1) 事業所調査

平成 26 年 2 月に、13 事業所において労働基準監督上の次の事項について調査を実施した。

- ① 主たる事業内容
- ② 勤務時間・休憩等
- ③ 時間外勤務
- ④ 年次有給休暇、産前・産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇の状況
- ⑤ 育児・介護を行う職員の状況
- ⑥ 妊娠中の職員等の勤務軽減等の状況
- ⑦ 宿日直勤務の状況
- ⑧ 施設および設備
- ⑨ 安全衛生管理体制
- ⑩ 健康診断
- ⑪ 事故および労働災害
- ⑫ 安全管理

(2) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

平成 25 年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、11 か所（ボイラー 7 基、第一種圧力容器 8 基）である。平成 25 年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

ア 検査の実施状況

種 類 検 査 別	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
性 能 検 査	7	7

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

イ 設置状況

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	平25. 7. 1～平26. 6. 30	
森 林 セ ン タ ー		1	平25. 4. 1～平26. 3. 31	
東 北 部 工 業 技 術 セ ン タ ー		1	平25. 6. 1～平26. 5. 31	
農 業 技 術 振 興 セ ン タ ー	1		平25. 7. 1～平26. 6. 30	
水 産 試 験 場	1		平25. 7. 1～平26. 6. 30	
瀬 田 工 業 高 等 学 校		1	平 8. 12. 1～平 9. 11. 30	休止中
長 浜 農 業 高 等 学 校		2	平25. 4. 1～平26. 3. 31	
八 日 市 南 高 等 学 校		1	平25. 7. 1～平26. 6. 30	
豊 話 学 校	1		平25. 8. 1～平26. 7. 31	
北 大 津 養 護 学 校	1		平25. 9. 1～平26. 8. 31	
三 雲 養 護 学 校	3		平25. 5. 1～平26. 4. 30	
11 事 業 所	7	8		

人事委員会年報（平成25年度）

発行年月	平成26年6月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453